

館山市避難行動要支援者 避難支援プラン全体計画

令和6年6月

館山市

目 次

1	基本的考え方	1
2	用語の定義	1
3	対象者となる要支援者	2
4	要支援者情報の収集方法	2
5	要支援者の情報の保管・共有方法	3
6	避難支援体制（市各部局や関係機関の役割分担等）	4
7	避難情報の発令・伝達方法	4
8	洪水・土砂災害・津波ハザードマップ等の整備・活用方法	5
9	避難誘導の手段・経路等	5
10	避難所における支援方法	6
11	要支援者避難訓練の実施	7
12	個別避難計画の作成の進め方	7

1 基本的考え方

近年の災害において、高齢者等の避難に時間を要する避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「個別避難計画」を作成していく必要がある。

なお、要支援者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要支援者マップ等を作成するなど、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の要支援者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

本計画は、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、平成25年6月公布の改正災害対策基本法及び同年8月内閣府が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ館山市（以下「市」という。）における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要支援者の自助・共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2 用語の定義

本計画において使用している用語は、次のとおりとする。

用語	説明
要配慮者	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定される災害時に特に配慮が必要な者（一般的に高齢者・障害者・外国人・乳幼児・妊婦等）をいう。
避難行動要支援者	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に規定される市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。（災害対策基本法第49条の11第2項）

3 対象となる要支援者

本市における個別避難計画作成の対象者となる要支援者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者のうち、生活基盤が居宅にある下記①から⑦までのいずれかに該当する者（入院中の人や施設入所者を除く）とする。

- ①65歳以上単身世帯かつ介護保険の要介護認定者
- ②65歳以上の高齢者のみ世帯かつ介護保険の要介護認定者
- ③介護保険における要介護度3以上の認定者
- ④身体障害者手帳1級又は2級の所持者のうち、肢体不自由、運動機能障害、呼吸器障害、視覚障害又は聴覚障害の者
- ⑤療育手帳[Ⓐ]又はA判定を受けている者
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ⑦地域を支援する関係者、市の関係部課において支援の必要性が認められる者
※妊産婦、乳幼児、外国人については、対象となる者の移り変わりが著しいことから、市の関係部課において支援が必要な状況にある者の把握に努めるものとする。
- ⑧その他、特別な事情で避難支援を希望する者

4 要支援者情報の収集方法

災害発生時において要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者情報の把握と関係者間での情報共有が必要であり、日頃から要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

市は、次に掲げる通常業務及び要支援者登録制度により要支援者情報の把握に努めるとともに、要支援者名簿を作成するものとする。また、要支援者の状況は常に変化することから、最新の情報に更新するよう努めることとする。

(1) 通常業務による収集

- ①要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
- ②障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ③一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、高齢者実態調査や住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ④民生委員・児童委員、保健推進員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。
- ⑤福祉団体など関係団体からの情報収集により把握する。
- ⑥各種福祉サービスの利用状況等により把握する。

(2) 要支援者登録制度による収集・共有

市は関係者間で要支援者の情報を収集、共有するための制度（以下「要支援者登録

制度」という。)を立ち上げ、以下の方式により実施する。

①同意方式

町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び保健推進員等は、地域において支援が必要な人を把握し、要支援者登録を直接働きかける。

市は、災害時の避難支援を希望し、平常時から消防機関（消防署、消防団）、警察署、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、保健推進員及び社会福祉協議会、並びに要支援者の避難支援に協力する近隣住民（以下「避難支援等関係者」という。）等に個人情報を開示することについて同意を得る。

②手上げ方式

市は、同意方式による要支援者登録に加え、市広報、ホームページ等を利用して、要支援者登録制度を広く周知する。

登録を希望する者は、同意方式と同様に、避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意したうえで要支援者登録申請書を市長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

5 要支援者の情報の保管・共有方法

収集された情報は、要支援者名簿として、以下により保管・共有等を行う。

①市が通常業務により収集する情報

災害発生時には緊急閲覧等を行うことを考慮の上、各担当課において整理保存を行い、避難支援等関係者への提供について要支援者の同意を得ていない情報は、平常時に地域への情報提供は行わない。

②要支援者登録制度による情報

要支援者登録制度の登録者（以下「登録者」という。）の情報は市が整理保存する。

登録者の情報

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 電話番号その他の連絡先
6. 避難支援等を必要とする事由
7. 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

登録者の情報は、避難支援等関係者のうち必要な範囲に限り平常時から提供する。
(災害対策基本法第49条の11第2項)

③民生委員・児童委員の情報

民生委員・児童委員が、収集している担当地域の個人情報について、災害時に支援が必要と考えられる対象者の情報は、地域福祉世帯票による本人の同意を得て、

社会福祉協議会を通じて市に提供され、市は、災害発生時の避難支援に備え、要支援者登録制度により、避難支援等関係者のうち必要な範囲に限り平常時から提供する。

④災害時の情報共有

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、要支援者名簿情報を提供することができる。（災害対策基本法第49条の11第3項）

6 避難支援体制（市各部局や関係機関の役割分担等）

市役所内に、横断的組織として要支援者支援班を設ける。要支援者支援班の位置付け及び業務は以下のとおりとする。

①位置付け

平常時：危機管理課、社会福祉課、高齢者福祉課、健康課及び市民課で横断的なPT（プロジェクトチーム）を設置。

災害時：災害対策本部中、救援班に設置。

②業務

平常時：要支援者情報の共有化、個別避難計画の作成、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難情報の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置される自主防災組織や医療福祉関係者等による要支援者用相談窓口等との連携・情報共有等

市は、自助、共助の順で避難支援等関係者を定め、地域防災力を高める。ただし、自助・共助による必要な支援が受けられない要支援者については、避難支援等関係者、ボランティア団体、福祉サービス提供者、障害者団体等の様々な機関等と連携を図り、避難支援等関係者の選定を進める。

避難支援等関係者の選定に当たっては、要支援者に対し、要支援者の支援は避難支援等関係者の任意の協力により行われるものであることや避難支援等関係者の不在や被災などにより、要支援者の支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、要支援者の支援体制を整備するに当たっては、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援等関係者を増やしていくこととする。

要支援者名簿の対象者のうち、平常時から避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意しない者への避難支援は、以下のとおりとする。

①現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に個人情報を提供する。（災害対策基本法第49条の11第3項）

- ②要支援者の避難支援には、ボランティア団体、福祉サービス提供者、障害者団体、民間企業等の協力を得ることも有効な方策であることから、地域の民間団体等と連携を図る。
- ③避難行動に時間の余裕がある場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう避難支援等関係者へ協力を求める。

7 避難情報の発令・伝達方法

国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、「避難情報の発令に関する判断・伝達マニュアル」を作成し、避難情報を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

情報伝達は、防災無線により行うことを基本とするが、登録者については下記によっても行い、伝達を確実なものとする。

(1) 情報伝達ルート

市が発令した避難情報を入手した避難支援等関係者等を通じ要支援者に伝達する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者等が要支援者宅を直接訪問して、避難情報を伝えることも考慮する。

この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、要支援者及び避難支援等関係者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

さらに、市地域防災計画に規定された要配慮者利用施設に対しては、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

(2) 情報伝達手段

情報の伝達手段は、聴覚障害者には携帯メールを活用する等、要支援者の特性に応じて工夫を行う。

8 洪水・土砂災害・津波ハザードマップ等の整備・活用方法

各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、市ホームページの利用による公開等を行うものとする。

また、各種ハザードマップを用いて要配慮者利用施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、避難支援等関係者と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の要支援者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

9 避難誘導の手段・経路等

風水害や津波等の災害が発生するおそれがあるため、市が避難情報を発令した場合は、避難支援等関係者が可能な範囲で避難誘導を行う。

そのため、平時から、市、消防署、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

また、要支援者自身も、自宅から避難所等まで、実際に避難支援等関係者とともに歩く等、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、浸水が予想される低地や土砂災害警戒区域などの危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した災害時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

10 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所には、要支援者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。また、要支援者の身体状況に応じた補装具等を平常時から備蓄できるよう配慮する。

これらの環境整備に必要な物資については、市及び要支援者自身の備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要支援者の要望を把握するため、要支援者支援班が中心になり、避難支援等関係者の協力を得つつ、要支援者支援班を設置し、要支援者用相談窓口を設ける。要支援者支援班は、個別避難計画と避難者名簿等とを照らしつつ、未確認の要支援者を市、避難支援等関係者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進める。さらに、要支援者支援班は避難所内・外の各要支援者が必要な支援等を積極的に把握する。要支援者用相談窓口には、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要支援者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめ、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 福祉避難所の指定

要支援者が必要な生活支援が受けられ、安心して生活ができる体制を整えるため、要支援者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、あらかじめ福祉避難

所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設等を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、個別避難計画の策定を通して、その所在や避難方法について要支援者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

11 要支援者避難訓練の実施

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援等関係者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。このため、町内会・自治会が中心となり、要支援者や避難支援等関係者ととも、個別避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要支援者、避難支援等関係者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、避難情報の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、各地域において、要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うよう努めることとする。

12 個別避難計画の作成の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、避難支援等関係者ととも、別紙のとおり個別避難計画を作成するよう努めることとする。

(1) 個別避難計画の作成方法

個別避難計画の作成に当たっては、市は避難支援等関係者と要支援者に関する基本的な情報を共有した上で、要支援者本人と避難支援等関係者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。

平常時の際は、要支援者本人から同意を得た上で、避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を提供する。

その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わら

ず、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。（災害対策基本法第49条の15第3項）

（2）個別避難計画の更新

個別避難計画は、一人ひとりの要支援者を対象としていることから、要支援者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記（1）のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援等関係者等の協力を得て更新を行う。

（3）個別避難計画の管理

個別避難計画に記載されている名簿情報については個人情報であることから、個別避難計画の配布先として（1）に列記した者以外が閲覧することのないよう厳格に管理するとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。

個別避難計画は市が電子情報で管理を行うが、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理を徹底する。